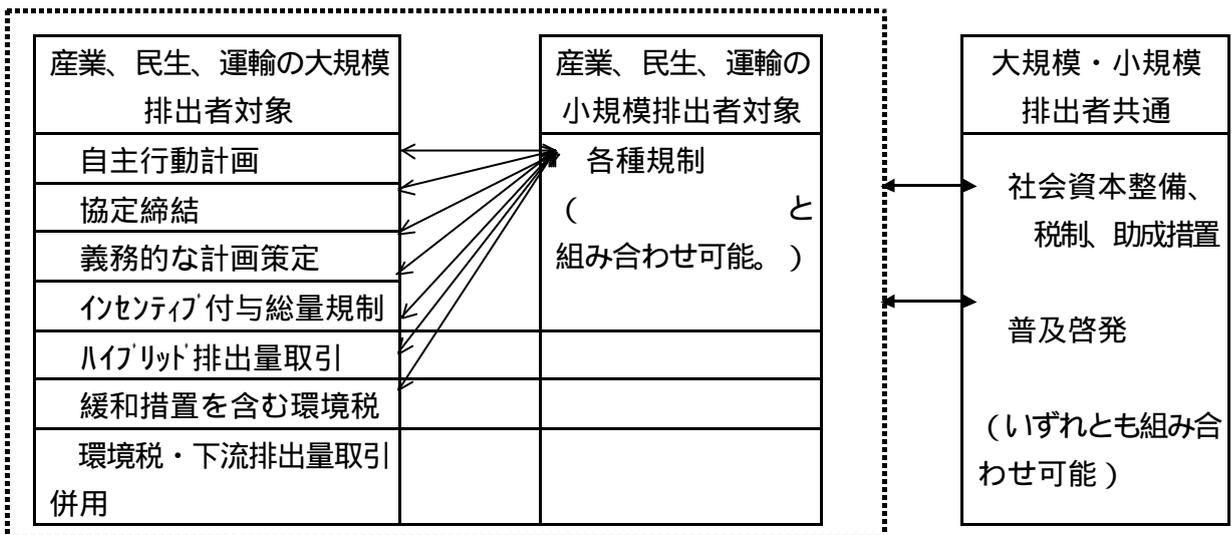


中央環境審議会報告書

2001年6月27日
文責：黒崎美穂 新妻健

1、5つのモデルの検討



モデル1	自主的取組み重視	+
モデル2	自主的取組み強化	(or)+ +
モデル3	環境税モデル	+ (+)
モデル4	環境税&大規模管理	+ + (+)
モデル5	ハイブリッド排出量取引	+ (+)

<モデル1> 自主的取組重視パターン

追加的な推進メカニズムを導入しない。産業、民生、運輸の大規模排出者については、自主行動計画を必要に応じて改善する。小規模・大規模排出者に係る共通の対策として、一層の普及啓発及び環境投資としての社会資本整備を図る。

<モデル2> 自主的取組強化パターン

大規模排出者については、政府と協定を締結し、又は、計画策定を義務づけることにより排出削減を確実にする。小規模排出者については、部門別に規制を導入強化する。小規模・大規模排出者対策として、一層の普及啓発及び環境投資としての社会資本整備を図る。

<モデル3> 環境税・緩和措置パターン

温室効果ガスへの環境税を導入して、すべての排出者の取組を促進する。我が国の産業構造や国民生活への影響の観点から何らかの緩和措置が必要と考えられる業種・分野については、税率の調整、対策計画の承認とセットの減税措置など、何らかの緩和措置を講じる。税収の一部は、温暖化対策として追加的な社会資本整備や助成措置に当てることとしている。

<モデル4> 環境税&大規模管理モデル

温室効果ガスを排出する全ての者による取組を促進し、持続可能な社会構造への転換を目指して、できるだけ早期に環境税を導入する。税収の一部を活用して、追加的な温暖化対策のための社会資本整備や助成を行い、温暖化対策推進大綱に盛り込まれた施策を推進する。(ここまでは<モデル3>と同じ。)

二酸化炭素排出量が多いことから、より確実に排出量を管理する必要があると考えられる業種・分野については、環境税の対象とせず、その代わりに、生産弾力性のある総量規制と基準値を超える削減への助成措置、又は、グランドファザリングによる排出量取引制度を導入する。総量規制、又は排出量取引による目標を達成できなかった場合の措置を規定しておくことが必要である。達成できなかった場合に課する措置としては、行政処分や罰則の適用が挙げられる。また、2008年以降は不足分について京都メカニズムによって排出者自らが海外から排出枠を調達することを義務付けることが考えられる。ただし、一般的には海外の排出枠価格は国内削減コストよりも安価であると予想されており、意図的に不遵守を起こす誘因が懸念されるため、こうしたことが起きないように制度化することが必要である。

産業、民生、運輸の大規模排出者については、排出量取引制度の準備ができるまでの間、協定又は義務的な計画により、削減対策の推進を図る。

民生部門、運輸部門の個別施策については、<モデル2>と同じ。

<モデル5> ハイブリッド排出量取引パターン

基本的には下流の大規模排出者を対象とする排出量取引制度を導入し、カバーされない全ての小規模排出者による化石燃料の使用を間接的にカバーするために上流部門を対象とする排出量取引を併用する(ハイブリッド式排出量取引)。

排出枠の交付方法については、上流部門に対してはオークション、下流部門に対してはグランドファザリングを想定する。

それぞれのモデルの評価のイメージ

	モデル1	モデル2	モデル3	モデル4	モデル5
確実性	-				○
京都メカニズムの補足性	要注意	要注意			要注意
国民経済的な費用対効果	-	-			
構造改善の効果	-	-			
公平性の観点	-	-	配慮が必要	配慮が必要	配慮が必要

2、重要視すべきポイント

- ・ 確実性
- ・ 京都メカニズムの補足性
- ・ 民生、運輸部門に対する適応性

京都議定書第3条第2項

「附属書 の締約国は、2005年までに、この議定書に基づく約束の達成にあたって、明らかな進歩を実現しなければならない」